

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額 補助下限額
1. 新規創業支援	<p>店舗・土地等取得費用、店舗改修工事費用（工事と一体で行う設備投資に係る費用を含む。）ただし次の各号に掲げる費用は除く。</p> <p>(1) 設計費、諸経費 (2) 敷地整備費 (3) 産業廃棄物運搬処理費 (4) 外構工事費（通路・舗装・フェンス、車庫、物置等） (5) 国、道、町その他の団体の制度により助成された費用 (6) 補助対象者（法人にあっては、その役員を含む。）又は補助対象者の 2 親等以内の親族に支払う工事費用</p>	1/2	<p>上限額 200 万円</p> <p>下限額 100 万円</p> <p>（下限額に満たない場合は補助対象外）</p>
2. 賃貸店舗等家賃等助成	<p>賃貸店舗等にかかる月額家賃 （ただし、補助対象者（法人にあっては、その役員を含む。）又は補助対象者の 2 親等以内の親族に支払う家賃を除く。）</p>	7/10	<p>月額 5 万円 （3 年間）</p>
	<p>店舗・土地等取得費用、店舗改修工事費用（工事と一体で行う設備投資に係る費用を含む。）ただし次の各号に掲げる費用は除く。</p> <p>(1) 設計費、諸経費 (2) 敷地整備費 (3) 産業廃棄物運搬処理費 (4) 外構工事費（通路・舗装・フェンス、車庫、物置等） (5) 国、道、町その他の団体の制度により助成された費用 (6) 補助対象者（法人にあっては、その役員を含む。）又は補助対象者の 2 親等以内の親族に支払う工事費用</p>	1/2	<p>上限額 200 万円</p> <p>下限額 25 万円</p> <p>（下限額に満たない場合は補助対象外）</p>
3. 雇用助成	<p>上記 1 または 2 の事業に該当し、補助金の交付を受ける際に、常時雇用される従業員の雇用に係る経費</p>	1 人 50 万円	<p>年 3 人 150 万円 （3 年間）</p>
4. 既存店舗建替え・全面改修等助成	<p>店舗・土地等取得費用、店舗改修工事費用（工事と一体で行う設備投資に係る費用を含む。）ただし次の各号に掲げる費用は除く。</p> <p>(1) 設計費、諸経費 (2) 敷地整備費 (3) 産業廃棄物運搬処理費 (4) 外構工事費（通路・舗装・フェンス、車庫、物置等） (5) 国、道、町その他の団体の制度により助成された費用 (6) 補助対象者（法人にあっては、その役員を含む。）又は補助対象者の 2 親等以内の親族に支払う工事費用</p>	1/2	<p>上限額 200 万円</p> <p>下限額 100 万円</p> <p>（下限額に満たない場合は補助対象外）</p>